

平成30年5月定例教育委員会会議

- 開催日時 平成30年5月23日(水) 午後1時30分～午後3時8分
- 開催場所 鹿嶋市役所 3階 会議室303
- 出席委員 教育長 川村 等
教育長職務代理者 小澤 和夫
委 員 信樂 哲
委 員 岡見 文彦
委 員 原 キミ
委 員 大崎 千帆
- 事務局出席者 教育委員会事務局部長 浅野 正
教育委員会事務局次長 大須賀 規幸
教育委員会事務局次長兼国体推進担当参事 佐藤 由起子
教育委員会事務局参事兼教育総務課長 大沢 英樹
鹿嶋っ子育成課長 鈴木 欽章
教育指導担当参事兼教育指導課長 山口 久弥
教育指導課副参事 山田 岳男
教育センター所長 小室 富保
社会教育課長 浅野 敏勝
スポーツ推進課長 飯塚 俊行
中央図書館長 菊本 義人
中央公民館長 東峰 由美子
学校給食センター所長 津島 応紀
教育総務課課長補佐 久保 美由紀
教育総務課主事 石毛 千遥

○ 議 事

1 議 案

公 開 議案第 19 号 鹿嶋市教育センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について (教育指導課)

公 開 議案第 20 号 平成 30 年度鹿嶋市特別支援教育推進会議委員の委嘱または任命について (教育指導課)

2 報告議案

公 開 報告第 11 号 学校医等の委嘱について (鹿嶋っ子育て課)

公 開 報告第 12 号 鹿嶋市いじめ問題等対策委員会委員の委嘱または任命について (教育指導課)

3 協議・報告事項

公 開 ・平成 30 年第 2 回鹿嶋市議会定例会提出議案について (教育総務課)

公 開 ・幼稚園・小中学校教職員の働き方改革の取り組みについて (鹿嶋っ子育て課)

4 その他

○ 会議録

1 開 会

教育長から開会が宣言された。

2 議事録署名人の指名

信樂 哲委員が指名された。

3 議 案

議案第 19 号 鹿嶋市教育センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について (教育指導課) 就学前・家庭教育及び小学校と幼児教育の連携・接続の充実を図るため事務分掌の明確化を図るもの。

【主な質疑・意見等】

特になし

※ 議案第 19 号については、原案どおり可決された。

議案第 20 号 平成 30 年度鹿嶋市特別支援教育推進会議委員の委嘱または任命について (教育指導課) 任期満了に伴い、新たに委員を委嘱または任命するもの。

【主な質疑・意見等】

特になし

※ 議案第20号については、原案どおり可決された。

報告第11号 学校医等の委嘱について
(鹿嶋っ子育成課) 前任の学校歯科医が逝去したため、新たに学校歯科医を委嘱するもの。

【主な質疑・意見等】

特になし

※ 報告第11号については、原案どおり承認された。

報告第12号 鹿嶋市いじめ問題等対策委員会委員の委嘱または任命について
(教育指導課) 任期満了に伴い、新たに委員を委嘱または任命するもの。

【主な質疑・意見等】

(委 員) 鹿嶋市いじめ問題等対策委員会が開催される頻度と話し合いの内容を
教えていただきたい。

(教育指導課) 通常1年に1回開催しており、いじめによる自殺等の重大事態が発生
した場合はその都度開催することとしている。

(委 員) いじめ問題等の「等」には何が含まれるのか。

(教育指導課) いじめには様々な形があり、言葉、行動、暴力、加えて今は、メール
やLINE等、SNSを使った新しい形がある。また人権にかかわる
転入生や外国人、発達障害の児童生徒を対象としたいじめ。そういった
様々なことを捉えて「等」を使っている。

(委 員) 以前の教育委員会会議で鹿嶋市では、いじめ問題として大きく取り上
げるような問題は生じていないと伺ったが現在はどうか。

(事務局部長) 鹿嶋市では児童生徒の生命、財産等に影響が及ぶような重大事態に達
する事案はない。

(委 員) 学校から報告はあるか。

(事務局部長) 毎月報告を受けている。

(委 員) 先日ニュースで、学校でいじめがあり、子どもが暴力を受けて怪我を
したにもかかわらず、学校から教育委員会に1か月も報告がなかった
と報道されていたが、鹿嶋市ではすみやかに報告されるような体制が
整っているか。

(事務局部長) まずは認知するということで、小さな「からかい」等でも、報告いた
だくよう学校とやり取りをしている。

(教育指導課) いじめについては認知することが重要ということが国から示されている。件数については学校の先生が観察し、把握しているが、小学校1・2年の低学年はいじめられたという意識が強くであるため、1つの学校で毎月、何十件と報告されている。これが小学校高学年、中学生となってくると2桁から1桁になってくる。また、いじめが認められて解消に至るまでは、1件について3か月間観察をして、3か月後に本人と保護者に確認をして初めて解消に至ったと判断するというプロセスを経るため、学校は非常に細かいところまで観察をして、認知をして、教育委員会に報告している。

※ 報告第12号については、原案どおり承認された。

4 協議・報告事項

- ・平成30年第2回鹿嶋市議会定例会提出議案について

(教育総務課) 平成30年度鹿嶋市6月補正予算について

(社会教育課) 鹿嶋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

(スポーツ推進課) 鹿嶋市運動施設条例の一部を改正する条例について

【主な質疑・意見等】

(委員) 補正予算の小学校大規模改造事業はどの小学校か。

(教育総務課) 大規模改造事業については、エアコンの整備事業となる。鹿島小学校、鉢形小学校は平成29年度に整備が完了しているため、2校を除いた10校となる。

(教育長) 社会教育課の条例改正の中の放課後児童支援員の資格要件拡大について、補助執行されて教育委員会の事務になっているものか。基礎資格を有する者に追加された要件で5年以上放課後児童健全育成事業に従事した実務経験があり、かつ、市長が適当と認めたものとなっているが、補助執行されているのであれば、教育委員会が認めたもの、教育長が適当と認めたもの等を読み替えて、教育委員会の決裁で行うように整理できないか。

(社会教育課) 整理できるかどうか、確認する。※

- ・幼稚園・小中学校教職員の働き方改革の取り組みについて

(鹿嶋っ子育成課) 文部科学省の「学校における働き方改革に係る緊急提言」(平成29年8月29日)に基づき、市立幼稚園及び市立小学校・中学校において働き方改善に向けた試行的な取り組みについて

【主な質疑・意見等】

(委員)

国が実施している働き方改革を受けて、教職員が超過勤務にならないよう整理する内容になっていると思うが、住民サービスの充実と職員の権利の確立、両立させる方策が難しいと思う。市教育委員会としての姿勢が確立されていなければ、対応が揺れてしまうのではないかと感じる。

(教育指導課)

おっしゃる通り非常に難しい。長年、夜7時でも学校には教職員が残っていて対応するということが保護者に浸透している部分があるが、やはり働く側にしっかりと寄り添うことが必要だと考える。これは各小中学校の校長先生にもお願いをされていて、例えばPTA総会の際に先生方は働きすぎだということ。本来は夕方5時までで、その後は学校に勤務しなくてもよいが、市民サービスや子ども達のことを考えて仕事をしていると保護者へ説明していただいているところ。国の方でも働き方改革に関して、重きを置いているので、教職員の負担を軽減するために、保護者や地域の方々に説明する機会を設けて、丁寧に継続してご理解、ご協力を得たいと考えている。

(委員)

中学校の退勤時間について、生徒完全下校後2時間以内に退勤する「完全下校後」とは、授業終了後か、それとも部活動終了後のことか。また、部活動の休養日に関して、週当たり2日以上休養日を設置し、限られた時間に集中して活動することは、先生方にとっても子ども達にとっても良いことだと思う。今回、実際に部活動を行う時間の目安についてふれられていない点が気になった。それから朝練に関して11月1日から2月までの4か月は実施しないという内容だが、それ以外の月の実際の活動目安はあるか。

(教育指導課)

部活動を行っている中学校では、最終下校時刻が季節によって異なり、日の長い時期は夕方6時30分、日が短い時期は夕方5時頃に設定されている。これは各中学校でも少し異なるが、生徒が部活動を終えて門を出る時刻を最終下校時刻として捉え、そこから2時間、事務処理の時間を設けるという考え方で季節によって変動するようになっている。また、部活動の休養日については(休日の部活動については)、国から練習時間の目安として2時間から3時間と示されているが、先生方は休日に4時間以上、部活動をすると手当がつく。本市でも2時間から3時間と定めることも考えたが、先生方の権利を考慮した内容となっている。また日曜日に鹿嶋杯や神栖杯などの冠の大会があると、土曜日は調整のために、練習をしてから日曜日の大会に臨むことになってしまうため、昨年度、5市へ働きかけ、少なくとも5市の冠の大会は土曜日に開催し、できれば1日で終わるようにしていただき、日曜日は休養が取れるように、足並みをそろえて進めているところ。また、朝練については、朝7時から7時50分頃までの授業開始までに

間に合うように行っている。補足すると11月1日から2月末日まで実施しないという内容は、昨年神栖市で取り組んだもので、現場の先生方からは、寒い時期なので、朝練をなくすと学校に遅刻してしまう生徒が増えるのではないかという声があったが、ほとんど遅刻する生徒はいなかったということだった。今後、朝練の効果はどういったものがあるか、科学的な根拠を基に検証し、大学の教授の方々の講話をいただきながら、考えていく必要がある。まずは、5市でおおよそ共通理解を図りながら進めていこうというスタンスで動いている。

(委員) 部活を持っている先生も一般的な教育活動の残務整理や次の日の教材の準備等があって、2時間以内の退勤が現実問題として、可能なのか疑問に思うところがある。その中でも、部活動を一生懸命行っている先生がその都度、時間を気にしながら、一定の制約を受けながら指導するというのは、現場にいる教員の立場に立って考えると周知徹底するのは難しいと感じる。これから教育委員会として、どのように運用していくのか。今年1年試行してみて、それぞれの学校で様々なパターンが出てくると思うが、全ての学校が統一して進んでいけるような道筋を立てていただければと思う。

(委員) 完全下校2時間以内という部分があいまいだと感じた。国が目指すように、先生方の過酷な勤務状況を少しでも緩和させるという部分に重きを置くのであれば、部活の終了時間に縛りを設けた方がいいと感じるが、逆に部活の顧問として情熱を持っている先生にとっては、縛りがあると困るという声もあるかもしれない。また先生方は部活以外にたくさんの業務があるので、逆に業務をうちに持ち帰らなければならなくなってしまうようなことが起きると困ってしまう。試行期間なので、曖昧さを残しながら1年やるしかない。

(教育指導課) おっしゃる通り難しいところがある。試行期間ということで現場に耳を傾けて、足を運んで、進めていきたいと思っている。併せて現場でも業務の効率化にも取り組んでいただく必要がある。また、現場だけでなく、教育委員会が依頼する調査物や提出物等の量を減らしていく方向で考えていきたい。初めての試みなので、今年1年間しっかりと見定めて、次の年につなげていきたい。

(教育長) この内容は学校の校長先生と話し合いをした結果で、学校の様子が一番わかっている校長先生もこれならばできるのではないかという提案。2時間以内というのは既にも実施している学校もあって、全ての学校ができるのかは実情、異なるかもしれないが、少なくとも効果を上げていく学校もあるので、目安として2時間以内と設定した。

5 その他

- ・小学校連携プロジェクトチームによる「鹿嶋っ子の未来創出プロジェクト」について
- ・鹿嶋市オリンピック・パラリンピック教育推進事業について
- ・第1回鹿嶋市議会臨時会について
- ・鹿嶋市教育委員会関係日程について

6 閉 会

教育長から閉会が宣言された。

※放課後児童健全育成事業は補助執行ではなく、社会教育課の事務分掌として鹿嶋市教育委員会事務局組織規則（平成6年教育委員会規則第3号）で定められている。市で規定する条例については放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）を参酌すべきものとなっているため、「市長が適当と認めたもの」として読み替えず行うべきと茨城県から回答があった。